<診断基準>

総動脈管幹遺残症の診断基準

臨床所見

臨床像は肺血流量と総動脈幹弁の逆流の程度による。肺血流量は程度の差こそあれ多くなるため、肺高血圧を伴う心不全症状が主体である。総動脈幹弁逆流により心不全症状は悪化する。チアノーゼは必発であるが、肺血流量の多さで程度は軽くなる。

理学所見として II 音は単一で亢進する。総動脈幹弁逆流のために相対的狭窄ともなり、to and fro murmur が聴取される。

【胸部X線所見】

心拡大は必発であるが、肺血流量と総動脈幹弁逆流の程度による。

心基部は総動脈幹のため狭小化する。

【心電図】

電気軸は正常軸から右軸を呈し、左房負荷所見と右室肥大所見を呈する。

【心エコ一図】

- ①総動脈幹は大きな心室中隔欠損の上で、両心室に騎乗する。
- ②肺動脈は総動脈幹から主肺動脈または左右肺動脈が別々に分枝する。
- ③総動脈幹弁は症例により2弁~6弁とさまざまであるが、程度の差こそあれ弁逆流を認める。

【心臓カテーテル・造影所見】

- ①総動脈幹から上行大動脈および肺動脈にカテーテルの挿入が可能である。
- ②肺高血圧を呈する。
- ③両心室いずれの造影においても総動脈幹を介して、大動脈と左右の肺動脈が造影される。総動脈幹造影により弁逆流を認める。

【診断】

心エコーまたは心臓カテーテル検査のいずれかにおいて、①~③の全てを満たす場合を総動脈幹遺残症と診断する。

<重症度分類>

NYHA 心機能分類 Ⅱ 度以上を対象とする。

NYHA 分類

I度	心疾患はあるが身体活動に制限はない。		
1 /×	心決志はめるかるかの体質に呼吸はない。		
	日常的な身体活動では疲労、動悸、呼吸困難、失神あるいは		
	狭心痛(胸痛)を生じない。		
Ⅱ度	軽度から中等度の身体活動の制限がある。安静時または軽労作時には無症状。		
	日常労作のうち、比較的強い労作(例えば、階段上昇、坂道歩行など)で疲労、動		
	悸、呼吸困難、失神あるいは狭心痛(胸痛)を生ずる。		
Ⅲ度	高度の身体活動の制限がある。安静時には無症状。		
	日常労作のうち、軽労作(例えば、平地歩行など)で疲労、動悸、呼吸困難、失神あ		
	るいは狭心痛(胸痛)を生ずる。		
IV度	心疾患のためいかなる身体活動も制限される。		
	心不全症状や狭心痛(胸痛)が安静時にも存在する。		
	わずかな身体活動でこれらが増悪する。		

NYHA: New York Heart Association

NYHA 分類については、以下の指標を参考に判断することとする。

NYHA 分類	身体活動能力	最大酸素摂取量
	(Specific Activity Scale; SAS)	(peakVO ₂)
I	6 METs 以上	基準値の 80%以上
II	3.5∼5.9 METs	基準値の 60~80%
III	2∼3.4 METs	基準値の 40~60%
IV	1~1.9 METs 以下	施行不能あるいは
		基準値の 40%未満

※NYHA 分類に厳密に対応する SAS はないが、

「室内歩行 2METs、通常歩行 3.5METs、ラジオ体操・ストレッチ体操 4METs、速歩 5-6METs、階段 6-7METs」をおおよその目安として分類した。

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。